

【企画分析会議構成員コラム1】

全国犯罪被害者の会（あすの会） 松村 恒夫

本年は最終調査年であり、犯罪被害者団体を通じての3年にわたるパネル調査と一般の国民と犯罪被害者を対象とした単年度調査からなる多面的調査であった。

パネル調査において、3ヵ年連続の回答者が6割弱となってしまったことは、管理上の問題があったかもしれませんが、連続して答えたくない、あるいは事件のことは早く忘れたいという犯罪被害者心理が窺え、複雑な思いであった。

殺人・傷害、交通事故被害者は、年々少しずつ回復してきているが、全く回復していない被害者が性犯罪で3割、殺人・傷害で1割、交通事故被害者で2割いることは事件の傷の深さを示している。どの被害類型でも元通りに回復した人が皆無なことそれを裏付けている。特に性犯罪被害者の3割が全く回復しておらず、医療機関にも通うことが少なく、一人じっと耐えている姿が浮かんてくる。性犯罪被害者に対する相談・カウンセリング等の施策の充実を図る必要があり、犯罪被害者等基本計画や男女共同参画基本計画の見直し等の中での支援充実が図られることが期待される。

また事件は、家族間の関係にも影響を与えている。殺人・傷害被害者家族では信頼感が増したのに対し、交通事故被害者家族では不和になった被害者が多いのは事件の与えた波紋の多様性を表しているのではないかと思う。

言動や態度によって傷つけられた二次被害についてその程度を加味した分析によれば、加害者サイドによる傷付きの大きさに次いで捜査や裁判を担当する機関の職員による傷つきが高いのは残念であり、彼らに対するさらなる研修・教育が必要なのではないかと思う。

単年度調査（WEB調査）において、犯罪被害者のほうが、一般人に比べて身体・精神上の問題を10ポイントも高く抱えていることがわかった。しかもそれは事件に関連しているためであり、事件の深刻さを窺わせる。

公訴参加制度、国選弁護制度、損害賠償命令制度の新制度に関して、一般の人より被害者の方が認知度が高い。しかも殺人・傷害、性被害者の6割近くの方がこれらの制度を利用したい／したかったと回答している。これらの制度の存在は、マスコミの報道で知るところとなった。犯罪被害者になった時に警察・検察でこれらの制度の存在の説明を受けることは当然であるが、一般国民にも広く知ってもらうために日常の報道でも、裁判員制度以上に報道されることが必要であろう。

この調査結果から、犯罪被害者は一人一人違うことを再確認させられたし、被害から回復するのは簡単なことではなく、それなりの肌理の細かい施策を実施する必要性を痛感させられた。